

4. 飲食店の利用

感染拡大防止対策が徹底された店舗を利用していただくことを前提として、アルコールの有無に関わらず、飲食については次の内容に注意。

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とする。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とする。
- (3) 県外の方との飲食についても、アルコールの有無に関わらず、また、県内、県外を問わず控える。ただし、鳥取県（全域）と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はない。
- (4) 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底する。

5. 十分な換気の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行う。

島根県：県民のみなさまへ

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/kenmin.html